

地域包括支援センター設置等計画事前申請書記載要領

1 地域包括支援センターの名称（予定）

設置する区域名を盛り込んだ名称を記載してください。

2 設置希望地

(1) 所在地番

地域包括支援センター設置を予定している場所の所在地番を記載してください。
市役所支所に設置を予定している場合は支所名を記載してください。

(2) 敷地面積

地域包括支援センター設置を予定している場所の敷地面積を記載してください。
市役所支所に設置を予定している場合は記載不要です。

3 建物等の概要

市役所支所に設置を予定している場合は記載不要です。

(1) 単独・併設の別

地域包括支援センター単独で入居しているか、介護保険施設等と併設されているかについて記載してください。

(2) 新築・既存建物利用の別

地域包括支援センターを受託するにあたり新築したか、既存の建物を利用（賃貸を含む）するかについて記載してください。

(3) 面積

地域包括支援センターとして利用する部分の面積を記載してください。併設の場合は他の部分の面積についても記載してください。

4 事業開始希望年月日

事業開始希望年月日を「令和〇年〇月 1 日」と記載してください。

別添資料 事業計画書

1 基本理念等

①申請者（設置希望者）の経歴

設置希望者（代表者）の経歴について、別紙「申請者経歴書」に記載してください。

②運営の動機

地域包括支援センター運営の動機について記載してください。

③高齢者（利用者）のケアについて

高齢者のケアについての考えを記載してください。また、マニュアル等があれば添付してください。

④認知症高齢者（利用者）のケアについて

認知症高齢者のケア、認知症予防についての考えを記載してください。また、マニュアル等があれば添付してください。

2 土地、建物等

市役所支所に設置を予定している場合は②の記載欄に「〇〇支所に設置」と記載し、その他の項目は記載不要です。

①設置場所の状況（賃貸の場合不要）

設置（予定）の場所の状況について記載し、登記簿謄本・写真を添付してください。申請日時点で他人名義であるが、今後取得又は賃借を予定している場合は、地権者との確約書等を添付してください。

②設置場所の周囲の状況

設置場所の周囲の状況（隣接地の状況、近隣の状況等）について記載し、希望区域における位置図、地図・写真を添付してください。

③建物（設備）の概要

建物（設備）の概要について記載し、計画平面図、敷地の建物配置図を添付してください。

賃貸借契約を済ませている場合は、地域包括支援センターとして使用許可の同意書を添付してください。

3 具体的計画案

①全職員の資質向上の各種研修計画について

全職員の資質向上を目的とした研修について計画している場合、具体的な内容を記載してください。

②苦情、要望等への対応について

苦情、要望等への対応について想定している場合記載し、マニュアル等があれば添付してください。

③事故等への対応

事故等への対応について記載し、マニュアル等があれば添付してください。また、損害賠償についての対応方法について記載してください。

4 事業運営の安定・確実性、その他

①中立・公正性の確保のための措置

中立・公正性の確保のための措置について、また地域包括支援センターで行う事業の周知方法等について記載してください。

②人員の雇用計画・採用方法

人員の雇用計画・採用方法等について記載してください。

- ・配置予定職員については別紙「経歴書」に記載し、資格証等を添付してください。
- ・経歴書の表題部には職種を記載してください。
- ・必要な資格等については事業開始までに取得できれば可としますが、経歴書の「資格取得年月」欄に取得見込年月を記載し、取得後速やかに資格証等を提出してください。

地域包括支援センターの3職種については、次に掲げる経過措置に関する資格を有する者を採用することも可となっています。

経過措置に関する資格

・保健師に準ずる者（経験のある看護師）

「経験のある看護師」とは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではありません。さらに、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者でなければなりません。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとします。

・社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した経験を有する者としてします。

なお、福祉事務所の現業員等には、福祉事務所の査察指導員及び福祉事務所がない町村では福祉部局で業務を行っている社会福祉主事を含みます。

また、高齢者の保健福祉に関する相談業務とは、単に介護保険サービスに関するケアプランを作成するにとどまらず、例えば、居宅介護支援事業所を併設している在宅介護支援センター等において、介護保険サービスを含む地域の様々な保健福祉サービスや生活支援サービスも含め、より包括的な相談援助業務に従事していたことを想定しています。

社会福祉士に準ずる者については、将来的に社会福祉士の配置を行うこととします。

・主任介護支援専門員に準ずる者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者としてします。

主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に主任介護支援専門員を配置することとします。

(参考) ●佐賀県の主任介護支援専門員研修の受講要件

主任介護支援専門員研修を受講するためには、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有することが条件となり、具体的には以下の(1)から(4)のいずれかに該当し、専門研修課程1及び専門研修課程2を修了した方になります。

- (1) 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上の方（管理者と兼務している期間も算定できます。）
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上の方（管理者と兼務している期間も算定できます。）
- (3) 主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている方
- (4) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める方

③ 広域連合、市町等との協力連携の方法

広域連合、市町等との協力連携について記載してください。

5 事業収支見込及び資金計画

地域包括支援センターの収入及び支出の額について、開設時及び運営時（事業開始後1年間の見込み）に分けて記載し、収支見込表等、通帳等の確認できるものの写し

を添付してください。また、各項目の「その他」については具体的内容を記載してください。